

◎新潟県告示第228号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条の3第1項第2号及び同条第6項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定し、平成27年4月1日から施行する。

平成27年2月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 中間検査を行う区域

新潟県内全域（新潟市、長岡市、上越市、柏崎市、三条市及び新発田市の区域を除く。）

2 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模

新築、増築又は改築に係る部分が、法別表第1（い）欄第（1）項から第（4）項に掲げる用途に供する2階以上の床面積の合計が500平方メートルを超える建築物

3 指定する特定工程

（1）鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造その他これらに類する構造にあつては、2階の床及びこれを支えるはりに鉄筋を配置する工事の工程。ただし、当該工程を現場で行わないものは、2階の床及びはりを取り付ける工事の工程

（2）鉄骨造その他これに類する構造にあつては、1階の柱及び2階のはりに配置する鉄骨その他の構造部材の建て方工事の工程

（3）木造にあつては、軸組（枠組壁工法にあつては耐力壁）工事の工程

（4）混構造その他の構造にあつては、2階の床及びはりを取り付ける工事の工程

4 指定する特定工程後の工程

（1）鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造その他これらに類する構造にあつては、2階の床及びはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程。ただし、当該工程を現場で行わないものは、2階の柱又は壁を取り付ける工事の工程

（2）鉄骨造その他これに類する構造にあつては、鉄骨その他の構造部材を耐火被覆材、外装材あるいは内装材で覆う工事の工程

（3）木造にあつては、軸組（枠組壁工法にあつては耐力壁）を外装材あるいは内装材で覆う工事の工程

（4）混構造その他の構造にあつては、2階の柱又は壁を取り付ける工事の工程

5 適用の除外

次の建築物は適用を除外する。

（1）法第18条の規定を適用する建築物

（2）法第85条第5項の規定による許可を受けた仮設建築物

（3）住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の規定による建設住宅性能評価書の交付を受ける住宅